明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（**内閣府**五二）　一
○特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令（**同**五三）　三
○銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（**同**五四）　七

〔府令・省令〕
○労働金庫法施行規則の一部を改正する命令（**内閣府・厚生労働**八）　八

〔省　令〕
○政治資金規正法施行規則及び政党助成法施行規則の一部を改正する省令（**総務**七四）　九
○確定給付企業年金法施行規則及び公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等及び経過措置に関する省令の一部を改正する省令（**厚生労働**一三五）　一〇
○家畜伝染病予防法施行規則の一部を改正する省令（**農林水産**四八）　一六

〔告　示〕
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（**内閣府・財務**一五）　一七
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）の一部を改正する告示（**個人情報保護委**三）　一八
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（外国にある第三者への提供編）の一部を改正する告示（**同**四）　一〇四
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）の一部を改正する告示（**同**五）　一三七
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（匿名加工情報編）の一部を改正する告示（**同**六）　一四五
○個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（認定個人情報保護団体編）（**同**七）　一七五
○家畜伝染病予防法施行規則第十条第一項の表第一号下欄の規定に基づき、農林水産大臣が国内で発生するおそれがあると認める監視伝染病を指定する件（**農林水産**一二七五）　一八四

府令

○内閣府令第五十二号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の規定に基づき、人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年八月二日

内閣総理大臣　菅　義偉